　　　入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和６年12月18日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　兵庫陶芸美術館長　　西垣　鉄也

１　入札に付する事項

(1) 業務の名称

　　 兵庫陶芸美術館　令和７年度施設管理等業務委託

(2) 業務の仕様等

　　 入札説明書及び仕様書のとおり。

(3) 契約期間

　　 令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

(4) 履行場所

　　 丹波篠山市今田町上立杭４　兵庫陶芸美術館

(5) 入札方法

　　 落札決定に当たっては、入札金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

　　　入札金額は総額を記載すること。

２　一般競争入札参加資格

　本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込の期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

　　　（入札参加資格審査窓口）

　　　　兵庫県出納局管理課 電話078-341-7711 内線4938

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「参加申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３ 入札の参加申込書及び入札書の提出等

(1) 参加申込書及び仕様等に関する質問書の提出場所

〒669-2135 兵庫県丹波篠山市今田町上立杭４

兵庫陶芸美術館総務課 担当：中島・橋村

電話（079）597-3962　ﾌｧｯｸｽ（079）597-3967

(2) 参加申込書及び仕様等に関する質問書の提出期間

ア 参加申込書の提出期間は、令和６年12月18日（水）から令和７年１月９日（木）まで（持参の場合は兵庫陶芸美術館管理規則(平成17年５月31日規則第58号)第２条に規定する陶芸美術館の休館日（以下「休館日」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

イ 仕様等に関する質問書の提出期間は、令和６年12月19日（木）から令和７年１月10日（金）まで（持参の場合は兵庫陶芸美術館管理規則(平成17年５月31日規則第58号)第２条に規定する陶芸美術館の休館日（以下「休館日」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

(3) 契約条項及び入札資料等の交付方法

県のホームページ(http://web.pref.hyogo.lg.jp/)に掲示して契約条項及び入札資料等を交付する。

　　　なお、様式等は、県ホームページの「目的から探す」→「入札・公売情報」→「入札公告」→「委託・役務」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

(4)　契約条項及び入札資料等の交付期間

令和６年12月18日（水）から令和７年１月９日（木）まで

(5) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和７年１月24日（金） 午後３時00分

場所 兵庫陶芸美術館研修棟２階　談話室（兵庫県丹波篠山市今田町上立杭４）

(6) 入札書の提出期限

上記（5)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。なお、入札前に本人確認を行うため、本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和７年１月23日（木）午後４時までに上記（1)の場所に必着のこと。

４ その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の 100分の 110。以下同じ。）の 100分の５以上の額の入札保証金を令和７年１月22日（水）午後４時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

落札した場合は、契約金額の 100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合は契約保証金の納付が免除される。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、参加申込書に前記２(1)に示した資格を有することを証明する書類を添付して、令和７年１月９日（木）午後４時までに提出すること。

　また、前記４(2)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

　　キ 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

　　ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

　　ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

　　 (ｱ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

　　 (ｲ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。